

令和8年度申告申請の主な変更点と留意点

1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正に伴う変更

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されたことに伴い、令和8年度申告申請において以下の変更があります。申告申請に際してご注意ください。

改正点：令和7年4月1日から、除外率が、**各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられました。**令和7年度中の中途廃止、令和8年度申告申請から適用されます。
これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となります。
除外率設定業種の事業主においてはご注意ください。
詳しくはP56をご確認ください。

【今後の改正予定】

- 令和8年7月1日から、法定雇用率が2.7%に引き上げられます。

制度改正の詳細は下記URLのホームページをご覧ください。

当機構 HP : <https://www.jeed.go.jp/disability/seido.html>

厚労省 HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00019.html

2 特定短時間障害者の計上について

令和6年4月1日に特例給付金が廃止され、令和7年3月31日に1年の経過措置が終了しました。これに伴い、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者である特定短時間障害者については、常用雇用労働者数及び雇用障害者数のカウント対象外となります。

なお、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間障害者については、常用雇用労働者数には含まれませんが、雇用障害者数のカウント対象となります（就労継続支援A型事業所の利用者を除く。）。

3 地方銀行協会加盟行の本支店における納付金に係る納付書の取扱い終了

令和8年4月1日以降、地方銀行協会に加盟する地方銀行（地方銀行）においては、標記取扱い終了に伴い、**本支店窓口での納付金の納付はできません。**詳しくはP71をご確認ください。

お手持ちの納付書に取扱い金融機関として「**地方銀行本支店**」が記載されていても、令和8年4月1日以降は**地方銀行では納付できません。**

なお、地方銀行のインターネットバンキングを利用してのペイジーは引き続きご利用いただけます。

4 申請期間を過ぎた支給金（調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金）の取扱いについて

支給金は、申請期限を過ぎた場合は支給できません。

また、申請期限後に申請額が増額となるような修正（法定雇用障害者数の減、障害者の追加や障害程度・雇用区分の変更等）はできません。

なお、申請期限後に雇用障害者の雇用区分の申請誤りが判明し、既に提出した申請書の種別が他の種別に変更となった場合についても支給できません。（申請期限前に納付金を申告したが、新たな障害者が判明したこと等により申請種別が調整金に変更となったとしても、申請期限を過ぎている場合は支給できません。）

申請期間の経過後は支給金の申請はできませんが、法令上の義務のため、100人超の事業主は納付金申告書を必ず提出してください。

5 インターネットによる「電子申告申請システム」の作成・送信について

令和5年度申告申請から、「電子申告申請システム」に移行しています。

電子申告申請システムに必要事項を入力いただくと、申告申請額が自動計算され申告申請書が作成されます。

過年度に電子申告申請システムで作成した申告申請データ（XMLファイル）をお持ちの場合、電子申告申請システムに取り込んで令和8年度申告申請書を作成することが可能です。また、事業所情報及び雇用障害者情報について、事業主が作成したCSVファイルを取り込むことも可能です。

作成した申告申請書は、電子申告申請システムを利用して送信することができますが、**送信するには、あらかじめ「ID・パスワード」の取得が必要となります。**

6 電子申告申請システムの申告申請書等送信可能時間

電子申告申請システムによる申告申請書等の作成は24時間利用可能です。

うち、申告申請書等の送信可能時間は以下のとおりです。



令和8年4月1日のみ 10:00～23:00
令和8年4月2日～令和9年3月31日 5:00～23:00（土・日・祝日含む）

※ 申告申請期限直前はシステムが混み合うことが予想されます。早めの申告申請をお願いします。

※ 上記送信可能時間のなかでメンテナンスによりシステムの利用を一時停止することがあります。システム停止時間については電子申告申請システムトップページをご確認ください。

また、申告申請期限当日も電子申告申請システムでの申告申請書等の送信可能時間は**23:00**までとなるためご注意ください。

7 法人番号の記入又は所得税確定申告書の写し等の提出

法人である事業主にあっては、申告申請書に法人番号をご記入いただきます。法人番号については、国税庁法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)にて確認できます。

また、今回初めて申告申請を行う個人事業主（法人番号を持たない個人事業主以外の事業主を含む。）にあっては、個人事業主の実在性確認のため、所得税確定申告書（白色申告書又は青色申告書）の写し又は開業届の写しのご提出をお願いします（これまでに提出済みである事業主の場合は、住所や屋号に変更がない限り再提出不要です。）。

8 添付書類

常用雇用労働者の総数が300人以下で、調整金又は報奨金を申請する事業主は、雇用障害者に係る以下の書類を提出していただく必要があります。（申告額が0円を含む納付金、常用雇用労働者数が300人超の事業主は添付書類の提出は不要です。）

イ 障害の種類・程度を明らかにする書類（障害者手帳等(写)）（P66参照）

平成26年度以降、支給金の申請に際して、障害の種類・程度を明らかにする書類（障害者手帳等(写)）を提出している障害者分については、提出は不要です（障害等級等の変更等があつた者は除きます。）。

よつて、令和8年度申告申請に際し、添付書類の提出が必要な事業主は次のとおりです。

- ① 平成26年度以降、初めて支給金を申請する事業主
- ② 平成26年度以降、支給金を申請し、当該申請に係る障害者の本書類を提出した事業主のうち、令和7年4月から令和8年3月までの期間において、次のa～fに該当する障害者がいる事業主

- a 新たに雇用した障害者
- b 新たに障害者となった労働者（※平成26年度以降、障害者手帳等の提出をしていない障害者であつて、今回、新たに対象となった障害者である労働者も含む。）
- c 障害の種類及び等級・程度の変更、確認方法の変更のあった障害者
- d 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が経過した障害者（申告申請対象期間中に有効期限が切れている場合や更新されている場合は、提出してください。）
- e 身体障害者手帳の再認定が行われた障害者
- f 吸収合併等により雇用契約を承継した障害者

□ 労働時間の状況を明らかにする書類（源泉徴収票等(写)）（P66参照）

源泉徴収票については、マイナンバーの印字のない源泉徴収票（写）をご提出ください。

添付書類の提出が必要な事業主

申告申請の内容	添付書類（障害者分）	
	源泉徴収票等(写)	障害者手帳等(写)
納付金（申告額0円含む）	×	×
調整金（300人超）	×	×
調整金（300人以下）	○	△
報奨金	○	△

○→添付が必要 ×→添付が不要 △→上記①又は②に該当する場合は添付が必要

9 提出書類の返却

郵送、持参により提出いただいた書類は、審査結果にかかわらず返却いたしません。提出の際には不要な添付書類が含まれていないか十分ご確認ください。

※ 誤って提出された書類については、当機構において十分な情報管理の上処分いたします。

10 納付金等の複数申告申請

納付金等の申告申請は、原則として法人単位で行う必要があります。一つの法人が複数の申告申請を行っていることを確認した場合は修正手続きをお願いします。詳しくはP15～16をご覧ください。